明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（二四八）　二
○令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二四九）　三
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二五〇）　四
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（二五一）　五
○自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（二五二）
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二五三）

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六七）

〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　六
○自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令（同五）　三

〔省　令〕
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　三
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（経済産業四八）　七
○自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境二三）　三五

〔告　示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委三〇）　三五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九六）　三六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働二四九）　三〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
令和五年度警察共済組合決算の要旨、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構令和五事業年度財務諸表、日本税理士会連合会令和五年度の決算、地方職員共済組合役員の異動関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七〇
会社その他
会社決算公告　七二

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（警察庁）

1　横断歩道等の設置方法に係る規定の整備

都道府県公安委員会が横断歩道又は自転車横断帯を設ける場合において、一定の要件に該当するときは、一部の道路標識を設置しないことができることとした。（第一条の二関係）

2　自動車の最高速度に係る規定の整備

㈠　自動車が一定の要件に該当する一般道路を通行する場合の最高速度を三〇キロメートル毎時とすることとした。（第一一条関係）

㈡　その他所要の規定を整備することとした。

3　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。

㈡　㈢を除き、この政令は、令和八年九月一日から施行することとした。

㈢　1については、公布の日から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和七年七月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五〇号）（経済産業省）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年八月五日とすることとした。

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（政令第二五一号）（経済産業省）

1　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三八号）第五条第一項第二号ニの政令で定める法人は、ある法人に対して次に掲げるいずれかの関係（以下「特定支配関係」という。）を有する法人とすることとした。（第一項関係）

㈠　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

㈡　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

㈢　その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2　ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、1及び2の規定を適用するものとすることとした。（第二項関係）

3　この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（環境省）

1　自然環境保全法第三五条の四第三項第四号の政令で定める行為として、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第一〇七条第一項に規定する探査を行うことであって環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものを追加した。（第六条関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年八月五日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五三号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が令和五年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和六年八月一日から施行することとした。

政　令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　前項本文の規定にかかわらず、交差点又はその直近に横断歩道等を設ける場合であつて次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該横断歩道等についての同項本文の規定による道路標識のうち当該各号に定めるものを設置しないことができる。

一　交差点の全ての入口又はその直近に横断歩道が設けられることとなる場合　当該交差点の出口へ進行する車両又は路面電車（次号において「車両等」という。）に対面する道路標識

二　交差点又はその手前の直近に法第四十三条前段の道路標識が設置され、当該横断歩道等の直前において車両等が一時停止すべきこととなる場合　当該車両等に対面する道路標識

第十一条中「次条第三項」を「第一号イ」に、「道路」を「道路（以下この条及び次条において「一般道路」という。）」に、「六十キロメートル毎時」を「次の各号に掲げる一般道路の区分に応じ当該各号に定める速度」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次に掲げる一般道路　六十キロメートル毎時

イ　高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

ロ　自動車専用道路

ハ　道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

ニ　道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

二　前号に掲げる一般道路以外の一般道路　三十キロメートル毎時

第十二条第一項中「道路を」を「道路（前条第二号に掲げる一般道路を除く。）を」に、「前条」を「同条」に改め、同条第三項中「高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路」を「一般道路」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年九月一日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十九号

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年七月三十一日」を「令和七年七月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　齋藤　健

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年八月五日とする。

総務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十一号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第五条第一項第二号ニの規定に基づき、この政令を制定する。

1　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの政令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2　ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。

附　則

この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十二号

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為）

第六条　法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものとする。

附　則

この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年八月五日）から施行する。

環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成二十二年改正前船員保険法附則第五項及び第六項の規定が適用される保険給付に限る。）に係る第一条の規定による改正前の船員保険法施行令（以下この項において「旧船員保険法施行令」という。）の規定の適用については、旧船員保険法施行令第四十条中「平成二十一年八月」とあるのは「令和六年八月」と、同条の表中「平成二十年三月三十一日」とあるのは「令和五年三月三十一日」と、「四万三百三十円」とあるのは「四万六千三百三十円」と、「百二十一万円」とあるのは「百三十九万円」と、旧船員保険法施行令別表第三中「二五・〇三」とあるのは「二六・〇七」と、「二二・〇五」とあるのは「二二・九六」と、「二〇・八一」とあるのは「二一・六七」と、「一九・九〇」とあるのは「二〇・七二」と、「一八・七七」とあるのは「一九・五五」と、「一八・一二」とあるのは「一八・八七」と、「一七・八六」とあるのは「一八・五九」と、「一六・七七」とあるのは「一七・四七」と、「一五・七八」とあるのは「一六・四四」と、「一四・一二」とあるのは「一四・七〇」と、「一二・七〇」とあるのは「一三・二二」と、「一一・四五」とあるのは「一一・九二」と、「一〇・三四」とあるのは「一〇・七六」と、「九・四六」とあるのは「九・八五」と、「八・五八」とあるのは「八・九四」と、「七・七三」とあるのは「八・〇五」と、「六・八四」とあるのは「七・一二」と、「五・九八」とあるのは「六・二三」と、「五・一四」とあるのは「五・三五」と、「四・五一」とあるのは「四・七〇」と、「三・九〇」とあるのは「四・〇六」と、「三・二九」とあるのは「三・四二」と、「二・六四」とあるのは「二・七五」と、「二・二五」とあるのは「二・三四」と、「二・〇二」とあるのは「二・一一」と、「一・八五」とあるのは「一・九二」と、「一・七二」とあるのは「一・八二」と、「一・六五」とあるのは「一・七二」と、「一・五六」とあるのは「一・六二」と、「一・四九」とあるのは「一・五五」と、「一・四二」とあるのは「一・四八」と、「一・三八」とあるのは「一・四四」と、「一・三四」とあるのは「一・三九」と、「一・二九」とあるのは「一・三五」と、「一・二六」とあるのは「一・三二」と、「一・二三」とあるのは「一・二九」と、「一・一九」とあるのは「一・二四」と、「一・一六」とあるのは「一・二二」と、「一・一三」とあるのは「一・一七」と、「一・〇八」とあるのは「一・一三」と、「一・〇九」とあるのは「一・〇二」とあるのは「一・〇七」と、「一・〇二」とあるのは「一・〇五」と、

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	○・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	○・九九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	○・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	○・九九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	○・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	○・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇〇

とあるのは

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇五
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇五
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇二

と、「一・〇五」と、

平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇二

とあるのは

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇七
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇五
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇二

と、「一・〇八」と、「一・〇九」と、「一・〇二」とあるのは

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇六
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇二

とあるのは

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇二

とあるのは

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇五
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇二

とあるのは

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇七
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇五

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日	一・〇三
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日	一・〇三
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	一・〇二
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日	一・〇三
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの日	一・〇四
	一・〇四
	一・〇四
	一・〇三
	一・〇三
	一・〇三
	一・〇三
	一・〇五
	一・〇五
	一・〇六
	一・〇五
	一・〇五
	一・〇四
	一・〇四
	一・〇三

とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第六十七号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十一条第一号ニの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年七月二十六日　内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（自動車の通行を往復の方向別に分離する工作物） **第五条の六の三**　令第十一条第一号ニの内閣府令で定める工作物は、柵、駒止め、棒状の工作物その他の工作物で、自動車が当該工作物が設置された道路の部分から右の部分にはみ出して通行することのないように設置されているものとする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

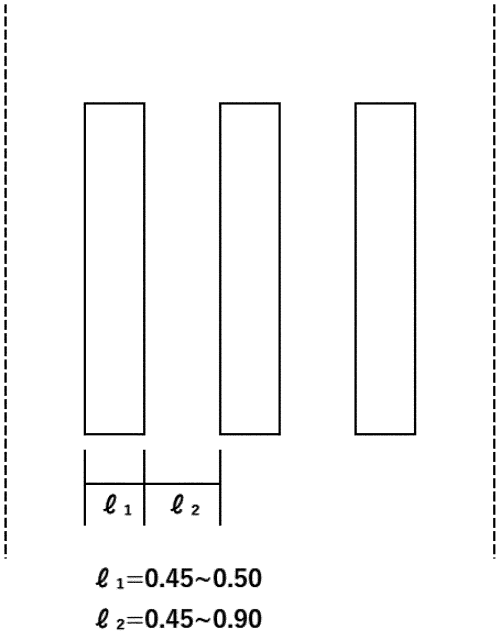
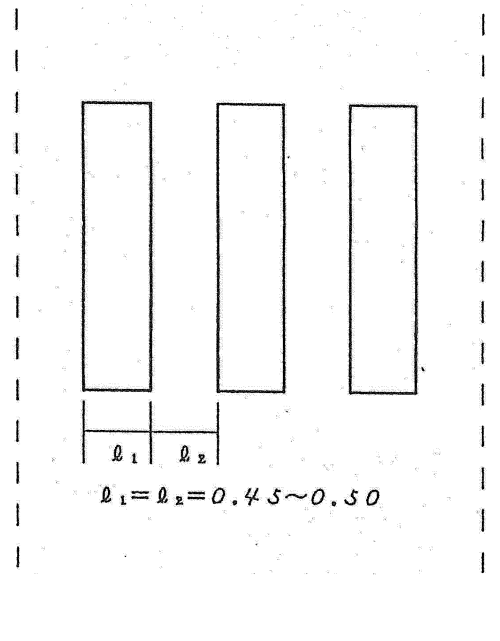
令和六年七月二十六日

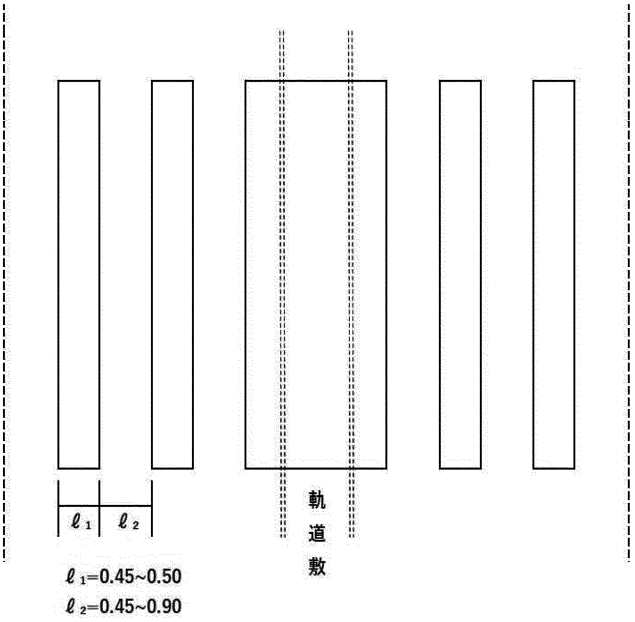
内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

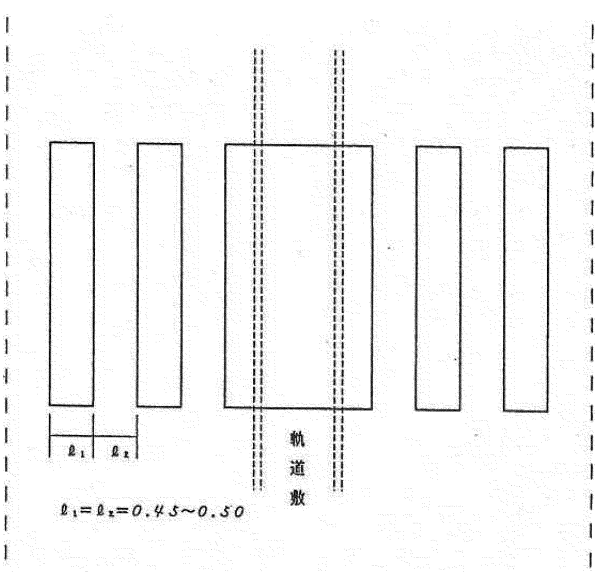
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

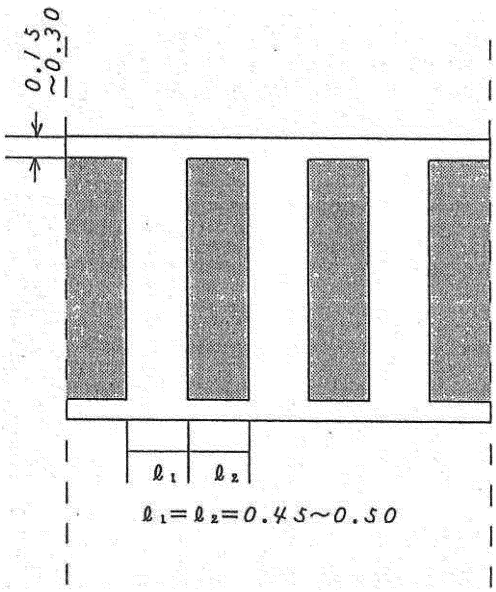
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第六（第十条関係） 規制標示 ［略］ 指示標示 横断歩道（201） 記号  色彩	**別表第六**（第十条関係） 規制標示 ［同上］ 指示標示 横断歩道（201） 記号  色彩

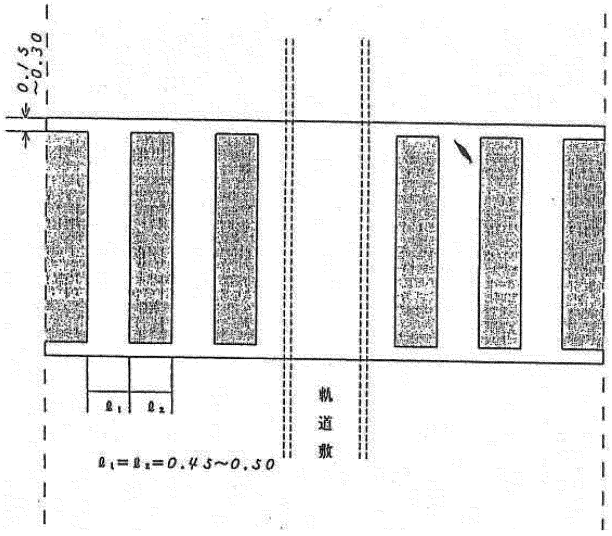

ℓ1
ℓ2
軌道敷
ℓ1=0.45~0.50
ℓ2=0.45~0.90

白


ℓ1
ℓ2
軌道敷
ℓ1=ℓ2=0.45~0.50


0.15
~0.30
ℓ1
ℓ2
ℓ1=ℓ2=0.45~0.50

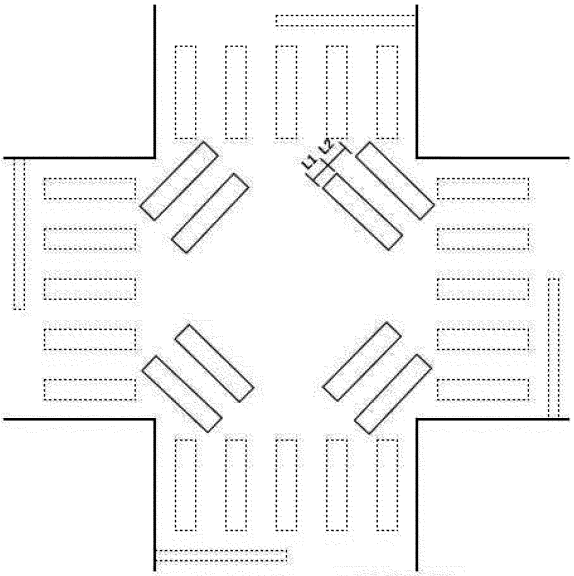
白


0.15
~0.30
ℓ1
ℓ2
軌道敷
ℓ1=ℓ2=0.45~0.50

斜め横断可（201の２）

記号

一　時間を限定して行う場合

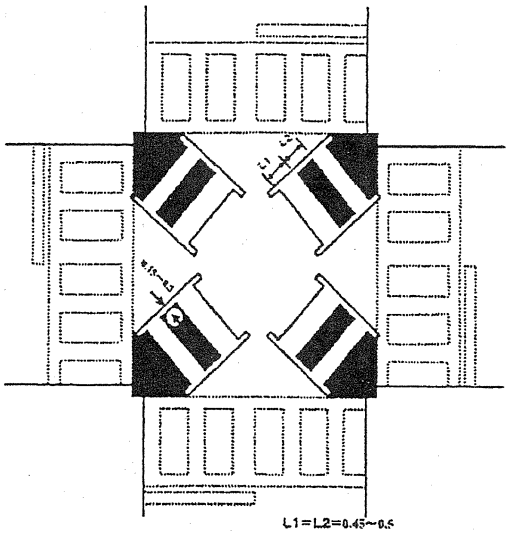


色彩

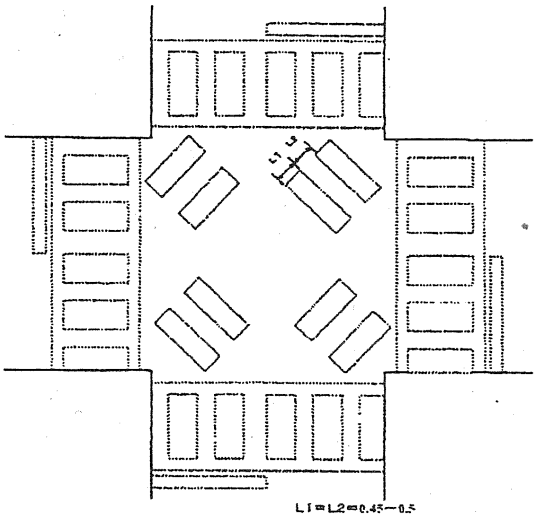
斜め横断可（201の２）

記号

一　時間を限定して行う場合



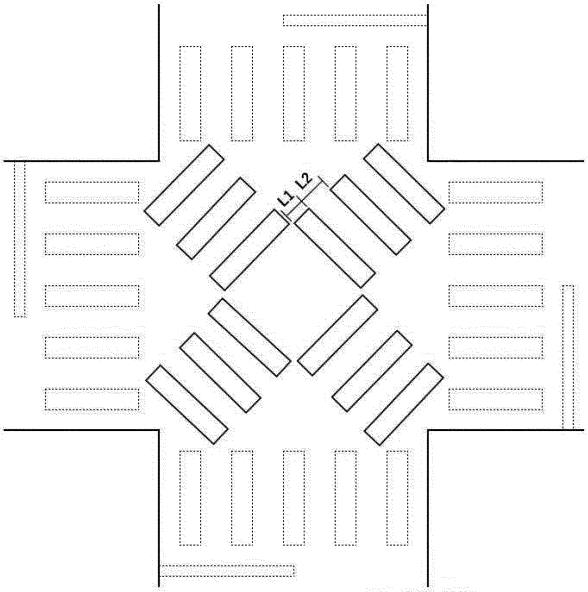
又は



色彩

二　終日行う場合

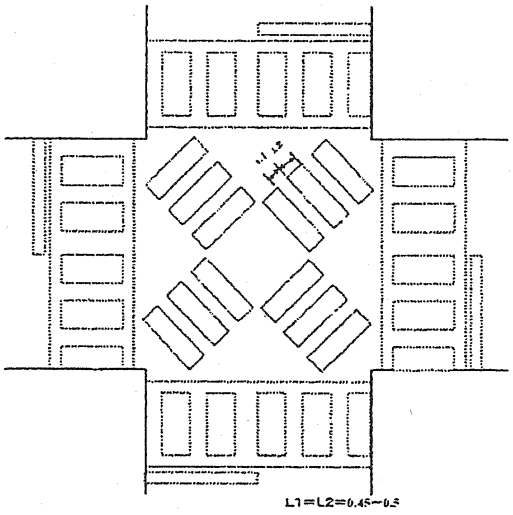
(一)



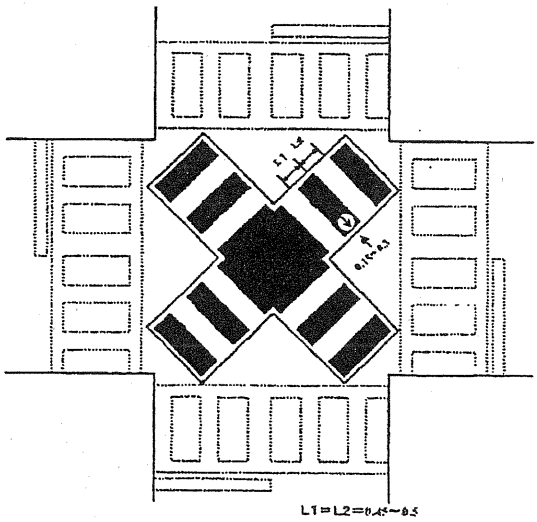
白

二　終日行う場合

(一)



又は



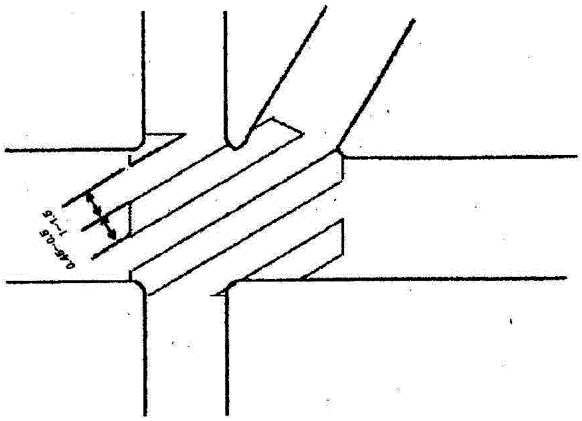
白

備考　表中［　］の記載は注記である。

備考　［略］

［略］

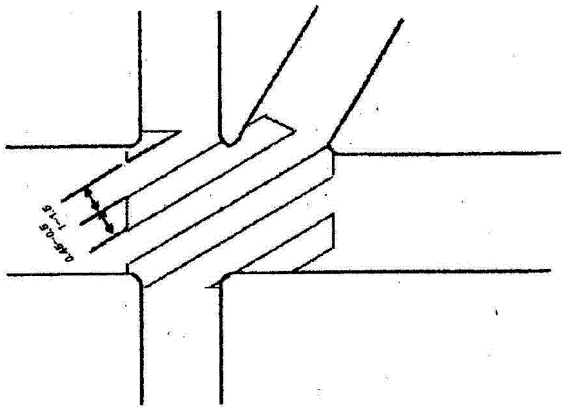
(二)



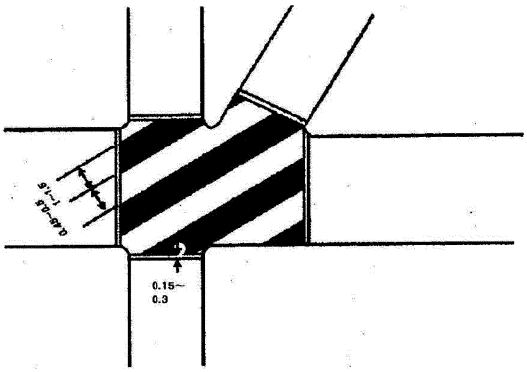
備考　［同上］

［同上］

(二)



又は



附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標示とみなす。

旧令の道路標示の種類	新令の道路標示の種類
「横断歩道」を表示するもの（201）	「横断歩道（201）」
「斜め横断可」を表示するもの（201の２）	「斜め横断可（201の２）」

○内閣府・国土交通省令第五号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第六十三条の規定に基づき、自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令

自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令（令和元年内閣府・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保証書） **第五条**　保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～六　（略） 七　第五号の額の担保金が自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）第十条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨 八・九　（略）	（保証書） **第五条**　保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～六　（略） 七　第五号の額の担保金が自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）第九条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨 八・九　（略）

附　則

この命令は、自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百五十二号）の施行の日（令和六年八月五日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害年金等の額の改定） **第百五十条**　令和六年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一　法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和五年三月三十一日以前であるときは、標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定	（障害年金等の額の改定） **第百五十条**　令和五年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一　法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和四年三月三十一日以前であるときは、標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定

める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。

二　法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の三第二項において読み替えられた同法第八条の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。

三　法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

2　令和六年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

二　法第九十一条に規定する障害差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

三　法第九十二条に規定する障害年金差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

四　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）の二・七月分に相当する金額とする。

める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。

二　法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の三第二項において読み替えられた同法第八条の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。

三　法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

2　令和五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

二　法第九十一条に規定する障害差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

三　法第九十二条に規定する障害年金差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

四　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）の二・七月分に相当する金額とする。

五　法第百二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

3　令和六年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和五年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）の千日分に相当する額とする。

別表第四（第百四十二条関係）

（略）

（略）

別表第五（第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二六・〇七
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二二・九六
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二一・六七
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	二〇・七二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一九・五五
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一八・八七
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一八・五九
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一七・四七
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一六・四四
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一四・七〇
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一三・二二
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一一・九二

五　法第百二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

3　令和五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）の千日分に相当する額とする。

別表第四（第百四十二条、第百五十条関係）

（略）

（略）

別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二五・六二
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二二・五六
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二一・二九
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	二〇・三七
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一九・二一
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一八・五四
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一八・二七
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一七・一六
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一六・一五
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一四・四五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一三・〇〇
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一一・七二

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一〇・七六	
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	九・八五	
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・九四	
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	八・〇五	
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	七・一二	
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	六・二三	
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで	五・三五	
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで	四・七〇	
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	四・〇六	
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで	三・四二	
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで	二・七五	
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	二・三四	
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	二・一一	
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	一・九二	
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	一・八二	
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	一・七二	
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一・六二	
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	一・五五	
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一・四八	
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一・四四	
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一・三九	
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三五	
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三二	
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・二九	
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・二四	
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二一	

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一〇・五八	
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	九・六八	
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・七八	
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	七・九一	
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	七・〇〇	
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	六・一二	
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで	五・二六	
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで	四・六一	
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	三・九九	
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで	三・三六	
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで	二・七〇	
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	二・三〇	
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	二・〇七	
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	一・八九	
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	一・七九	
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	一・六九	
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一・六〇	
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	一・五二	
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一・四五	
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一・四一	
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一・三七	
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三二	
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・二九	
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・二六	
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・二二	
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・一九	

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・一七
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一三
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一〇
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇九
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇七
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇五
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇四
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇三
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇三
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇三
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇二
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇三
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇四
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇四
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇四
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇三
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇三
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇六
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇六
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇四

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・一五
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・〇九
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇七
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇五
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇三
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇二
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇一
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇二
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇四
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇四
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇三

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇三
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇三
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇四
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇三
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇二

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇二
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇一
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇一
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇二
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇一
（新設）	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省令第四十八号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令を次のように定める。

令和六年七月二十六日

経済産業大臣　齋藤　健

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法等）

第二条　法第百七条第一項に規定する地震探査法は、人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいうものとする。

2　法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電磁法（電磁波を地表又は水底近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）

二　集中的サンプリング探査法（地表又は水底の岩石を収集する機器を用いて、当該岩石を集中的に収集する方法をいう。）

（探査の許可の申請）

第三条　法第百七条第一項の規定により探査の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書に、様式第二により次に掲げる事項を明示した探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地

二　申請の区域の面積

三　縮尺

四　申請の区域の形状を示す多角形の頂点となる地点（次号において「申請の区域の頂点」という。）及び右回りに付したその番号

五　平面直角座標系（平成十四年国土交通省告示第九号で定めるものをいう。）による申請の区域の頂点の座標値

六　申請の区域の境界線

七　申請の区域及びその付近の地形

八　その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項

2　前項の申請書には、申請者が法第百八条第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

（探査の方法等）

第四条　法第百七条第一項の規定により探査の許可を受けようとする者が、同条第二項第四号に掲げる事項を申請書に記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細

二　その行おうとする探査の用に供する装置及び機器の詳細

三　その他その行おうとする探査の具体的な方法を説明するために必要な事項

2　法第百七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その行おうとする探査の実施計画

二　寄港予定地及び寄港予定日

三　その行おうとする探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業者等を行う貯留事業者等との調整に関する事項

四　その行おうとする探査が他人の鉱区で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項

五　農業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項

六　その行おうとする探査の結果の取扱いに関する事項

（許可証）

第五条　法第百七条第三項の許可証は、様式第三によるものとする。

（許可証の再交付及び返納）

第六条　許可証の再交付及び返納は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第百七条第三項の規定により許可証の交付を受けた者が、その許可証を汚損し、又は失ったため、許可証の再交付を受けようとするときは、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、その申請の理由がその許可証の汚損であるときは、当該許可証を経済産業大臣に返納しなければならない。

二　法第百七条第一項の許可を受けた者（ハの場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあっては、発見した許可証）を経済産業大臣に返納しなければならない。

イ　探査の期間内に探査を終了したとき。

ロ　法第百十条の規定により法第百七条第一項の許可を取り消されたとき。

ハ　許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。

ニ　前号の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（探査の方法に関する基準）

第七条　法第百八条第一号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「水管等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその付近において探査を行う場合にあっては、当該探査によって水管等を損傷することがないよう適切な措置を講ずること。

二　探査を行おうとする区域における危険を防止するために必要な措置を講ずること。

三　当該探査を適確に遂行するために必要な体制が整備され、その体制の下で行われるものであること。

四　前三号に掲げるもののほか、当該探査を適確に遂行するために適切な実施計画を作成し、当該計画に基づいて行われるものであること。

（探査の変更の許可の申請）

第八条　法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　許可の年月日及び許可番号

三　変更の内容

四　変更の理由

2　第三条第一項各号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に当該変更後の同条第一項の図面を添えなければならない。

3　法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、当該申請に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、当該変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（許可を要しない探査の軽微な変更）

第九条　法第百九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　探査の用に供する装置等の変更であって、当該装置等が同種類のものであり、かつ、データの取得範囲に大幅な変更がないもの

二　探査の期間の短縮

三　探査を行う区域の面積の減少又は十パーセント未満の増加

（探査の軽微な変更等の届出）

第十条　法第百九条第三項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　許可の年月日及び許可番号

三　変更の年月日

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前条第三号に掲げる事項に変更があった場合には、前項の届出書に当該変更後の第三条第一項の図面を添えなければならない。

3　法第百九条第三項の届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該届出の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第十一条　法第百十二条第一項の合併又は分割の承認を受けようとする者は、様式第七による合併承認申請書又は様式第八による分割承認申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　申請者が法第百八条第二号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2　法第百十二条第一項の合併又は分割の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第十二条　法第百十三条第一項の相続の承認を受けようとする者は、様式第九による申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　戸籍謄本

二　相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

三　申請者が法第百八条第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面

2　法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の結果の報告）

第十三条　法第百十五条に規定する報告は、様式第十に次に掲げる事項を記載した書面並びに探査によって得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を添えて行うこととする。

一　探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項

二　その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

（立入検査の証明書）

第十四条　法第百三十二条第三項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年八月五日）から施行する。

様式第１（第３条第１項関係）

探査許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第107条第１項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第108条第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

１　申請の区域の所在地
２　探査の期間
３　探査の実施計画
（１）　計画名
（２）　目的
（３）　計画の目標
（４）　探査を行おうとする区域における危険を防止するために講ずる必要な措置に関する事項
（５）　探査の実施体制（請負に関する事項を含む。）
（６）　探査と関連する過去又は将来の探査計画
４　探査の方法
（１）　海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
①　船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号符号
②　船舶の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号
③　船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
④　全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
⑤　船舶への通信手段
⑥　船員数
⑦　船舶全体を確認できる写真
（２）　探査の用に供する装置及び機器の詳細
①　地震探査法又は第２条第２項各号に掲げる方法のうち該当するもの
②　使用する主要な装置及び機器、これらの仕様並びに個数等
（３）　その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項
５　寄港予定地及び寄港予定日
６　探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
７　探査が他人の鉱区で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
８　農業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
９　探査の結果の取扱いに関する事項

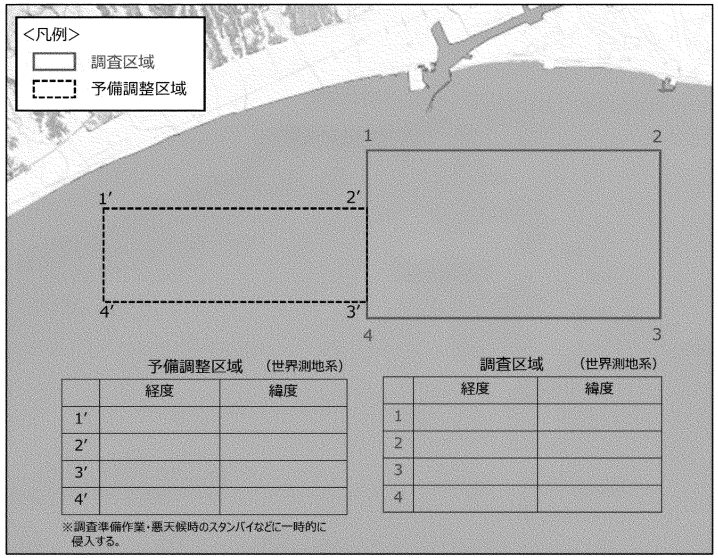
備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
２　「３（３）計画の目標」には、陸域、海域別の測線長、探査方法などの探査の内容を記載し、探査で求める成果を記載すること。
３　法第108条第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。
また、当該書面には、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第３条第１項関係）

探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

１　申請の区域の所在地
２　申請の区域の面積
３　縮尺
４　平面直角座標系の系番号



予備調整区域　（世界測地系）

	経度	緯度
1′		
2′		
3′		
4′		

調査区域　（世界測地系）

	経度	緯度
1		
2		
3		
4		

※調査準備作業・悪天候時のスタンバイなどに一時的に侵入する。

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）は、上記の例により作成すること。
３　探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則 10,000 分の１とすること。ただし、10,000 分の１とすると区域が明示し難い場合には、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
４　探査を行おうとする区域を含む国土地理院発行の 50,000 分の１地形図が発行されている場合には、その地形図の図名を記載すること。さらに、当該探査を行おうとする区域の位置が、当該地形図を４等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを〇印で表示すること。
５　記号は、国土地理院発行の 50,000 分の１地形図の図式記号及び日本産業規格鉱山記号（JIS M 0101）によること。
６　記号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。
　赤色・・・三角点の標高、真北線、探査を行おうとする区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線
　青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線
　褐色・・道路
　黒色・・・三角点、等高線
７　用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものを用いること。
８　図面の作成に当たっては、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものを用いること。
９　回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項を記載すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第５条関係）

探査許可証

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 107 条第１項の許可を受けた者であることを証する。

経済産業大臣　　印

探査を行う区域の所在地	
探査の期間	
船舶の名称	
船舶番号	
地震探査法又は第２条第２項各号に掲げる方法のうち該当するもの	
許可の年月日	
許可番号	
許可の条件	

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載する。
２　船舶の名称及び船舶番号は、海域において探査を行おうとする場合に記載する。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第４（第６条第１号関係）

許可証再交付申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和６年経済産業省令第　　号）第６条第１号の規定により、許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　再交付を申請する理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　申請の理由が許可証の汚損であるときは、汚損した許可証を返納すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第８条第１項関係）

探査変更許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 109 条第１項の規定により、探査の変更の許可を受けたいので申請します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　変更の内容
３　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　この申請書には、第３条第１項各号に掲げる事項に変更がある場合には、当該変更後の同項の図面を添えること。
３　探査許可証の記載事項に係る変更を行おうとする場合には、当該変更申請に併せて当該探査許可証を提出すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第 10 条第１項関係）

探査の軽微な変更等届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、探査の軽微な変更等をしたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 条）第 109 条第３項の規定により、届け出ます。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　変更の年月日
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　この届出書には、第９条第３号に掲げる事項の変更がある場合には、当該変更後の第３条第１項の図面を添えること。
３　探査許可証の記載事項に係る変更の届出を行おうとする場合には、当該変更の届出に併せて当該探査許可証を提出すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第11条第１項関係）

合併承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 112 条第１項の規定により、合併の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
２　許可の年月日及び許可番号
３　合併の予定年月日

備考
１　この申請書には、合併契約書の写し及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 108 条第２号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えること。
　当該書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第11条第１項関係）

分割承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 112 条第１項の規定により、分割の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　分割前の法人及び分割により探査の事業を承継する法人の名称及び住所
２　許可の年月日及び許可番号
３　分割の予定年月日

備考
１　この申請書には、分割計画書又は分割契約書の写し及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 108 条第２号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えること。
　当該書面には、分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第12条第１項関係）

相続承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏　　名
住　　所

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 113 条第１項の規定により、相続の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　被相続人との続柄
２　被相続人の氏名及び住所
３　許可の年月日及び許可番号
４　相続開始の年月日

備考
１　この申請書には、戸籍謄本、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 108 条第２号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えること。
　当該書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10（第13条関係）

探査結果報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、探査によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、探査の結果を報告します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　探査を行った区域の所在地
３　探査の期間
４　探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項
５　その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第11（第14条関係）

表

第　　号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第132条の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　月　日生

写真

契印

年　月　日発行（１年間有効）

経済産業大臣　印

裏

二酸化炭素の貯留事業に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第百三十二条　（略）

２　（略）

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、探査を行う者の事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　（略）

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　（略）

第百四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～九　（略）

十　第百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

○環境省令第二十三号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第五項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十六日　　環境大臣　伊藤信太郎

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準）	（沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準）
第三十一条の五　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるところとする。	**第三十一条の五**　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるところとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	（新設）

附　則

この省令は、自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百五十二号）の施行の日（令和六年八月五日）から施行する。